第四十三条第二項中「及び第二号並びに」を「、第二号及び」に改め、「事務（」の下に「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室及び」を加え、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室）

第四十五条　警備局警備課に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室を置く。

2　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に関する事務をつかさどる。

3　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の事務を掌理する。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。

第二章第一節第四款中第三十九条を第四十条とし、第三十五条から第三十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第三款中第三十四条を第三十五条とし、第二十条から第三十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第二款中第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（風俗環境対策室）

第十九条　生活安全局保安課に、風俗環境対策室を置く。

2　風俗環境対策室においては、令第十八条第五号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

3　風俗環境対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、風俗環境対策室の事務を掌理する。

附則に次の一項を加える。

5　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第百六十一条」を「第百六十三条」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十五号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「三百八十六人」を「三百八十五人」に改める。

第十八条第一項中「四十五人」を「四十六人」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行し、改正後の金融庁組織規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

○内閣府令第三十六号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「事故調査室」の下に「及び企画官」を加え、同条第一項中「事故調査室」の下に「及び企画官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　企画官は、命を受けて、消費者安全課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第二号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第五項の規定に基づき、並びに同法及び復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）を実施するため、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「三人」を「四人」に改める。

第三条第四項中「十一人」を「十二人」に改める。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第四十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　総務大臣　山本　早苗

地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

（平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条　各道府県及び各市町村に対して、平成二十七年九月及び平成二十八年三月において、当該月に交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税（東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。

（平成二十七年度九月分の額の算定方法）

第二条　各道府県及び各市町村に対して、平成二十七年九月に交付すべき震災復興特別交付税（以下「平成二十七年度九月分」という。）の額は、第一号から第四十一号までの各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）の合算額とする。

一　地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第百五十五号。以下「平成二十三年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第2号）により交付される国の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）を受けて施行する各事業（補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき平成二十七年度に当該基金を取り崩して施行する事業（以下「平成二十七年度基金事業」という。）に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額